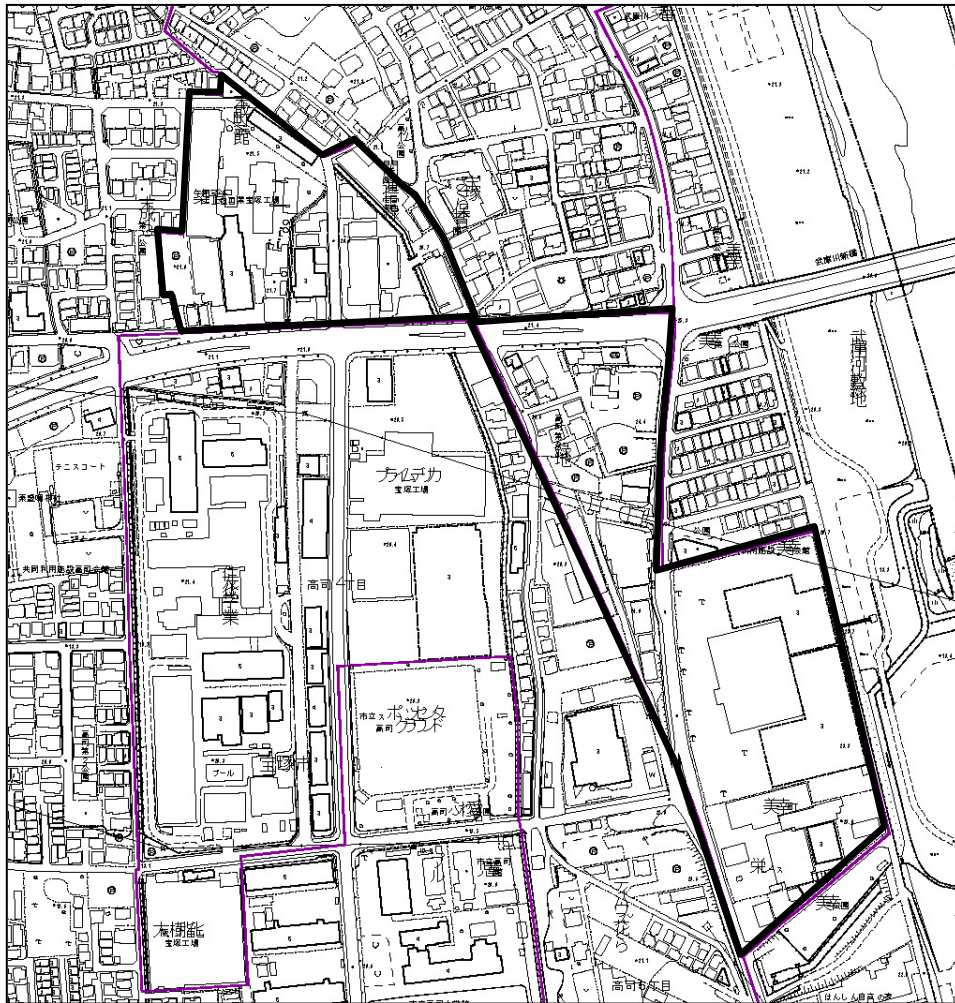


末成町・高司・美幸町地区特別工業地区(第2種)



制限内容

当該地の用途地域である準工業地域の制限内容に加えて次に掲げる建築物の建築が制限されます。

- ① ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- ② ホテル又は旅館
- ③ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- ④ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの
- ⑤ キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- ⑥ 別表一に掲げる事業を営む工場 ※
- ⑦ 畜舎（床面積が50㎡以下で建築物に付属するものを除く。）

○ 決定年月日 平成15年2月5日

○ (別表－１)

- 1) 玩具煙火の製造
- 2) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
- 3) 絵具又は水性塗料の製造
- 4) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- 5) 骨炭その他動物質炭の製造
- 6) せっけんの製造
- 7) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
- 8) 手すき紙の製造
- 9) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
- 10) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
- 11) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- 12) 骨、角、きば、ひずめ又は貝からに引割で原動機を使用するもの
- 13) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの
- 14) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットをこえる原動機を使用するもの
- 15) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- 16) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造